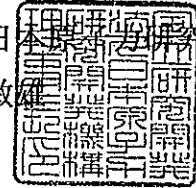


29 原機（安）031
平成 30 年 3 月 13 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究所 研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄



新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の一部補正について

平成 30 年 2 月 28 日付け 29 原機（安）030 をもって申請した新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

平成 30 年 2 月 28 日付け 29 原機（安）030 をもって変更許可申請した新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書について、その内容の一部を別添のとおり補正する（ただし、下線は含まない）。

2. 補正理由

使用済燃料の処分の方法について、記載の明確化を図る。

以 上

新型轉換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書
補正前後比較表

新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書 補正前後比較表

現行 (変更前)	補正前 (変更後)	補正後	備考
<p>8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、当事業国再処理施設にて再処理を行なう。</p>	<p>8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</p>	<p>8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者 <u>において</u> 全量 再処理を行う。</p>	<p>・記載の明確化</p>

(注) 補正後欄の下線は、補正事項に含まない。